

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月22日
【会社名】	株式会社 J S H
【英訳名】	J S H C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 野口 和輝
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営管理本部長 市川 伸二
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目1番5号 セントラルビル
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長 野口和輝及び取締役経営管理本部長 市川伸二は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結びつき一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。したがって、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析し、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別したうえで、当該要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性を評価しました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社グループ（当社及び関係会社）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から決定しております。重要性は、金額的・質的影響及び発生可能性を考慮して判断しており、全社的内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスの評価範囲については、当社グループが複数の事業を営んでいること、また、各事業内において利益率の差異が小さいことから、事業拠点の重要性を測る指標として売上高を採用しております。全社的内部統制が有効である前提のもと、連結売上高の約3分の2に達する事業拠点を「重要な事業拠点」としております。また、当連結会計年度の実績に基づき再検討し、当該範囲の妥当性を確認しております。

当社グループの収益獲得構造が地方創生事業と在宅医療事業であることを踏まえ、売上高、売掛金及び人件費を重要な勘定科目とし、これらに関連する業務プロセスを評価対象としております。なお、重要性が乏しい業務プロセスについては評価対象から除外しております。

さらに、重要な事業拠点以外も含め、重要な虚偽記載の可能性が高い見積関連項目として、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性に係るプロセスを評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。